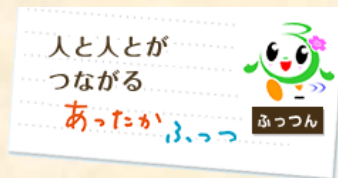


半島税制を活用して



お得に

税負担を軽減できます！

法人税・固定資産税などが軽減対象です。

法人税・所得税の軽減

【国税】

対象業種の事業者が対象設備の取得、建設等を行った場合、5年間、割増償却（減価償却の特定）ができます。

固定資産税などの軽減

【地方税】

千葉県富津市では、国の財政支援の下で、県税の事業税と不動産取得税、市税の固定資産税の税率が優遇されます。

幅広い
対象

対象業種

※注1, 2

- ☒ 製造業
- ☒ 旅館業
- ☒ 農林水産物等販売業
- ☒ 情報サービス業等

対象設備

※注3

- ☒ 機械・装置
- ☒ 建物・附属設備
- ☒ 構築物

取得、建設、増設
などに適用

中小企業
応援！

最小で **500万円** の
設備投資から利用可能！

製造業と旅館業は資本金の規模に応じて、農林水産物等販売業と情報サービス業等は資本金の規模によらず、最小で500万円の設備投資から利用可能。

優遇期間は最長 **5年間**！

法人税、所得税での優遇（割増償却）は5年間。
不動産取得税は1年、事業税は3年間、
固定資産税は3年間優遇。

※注1 国税優遇措置については、半島振興法に基づく「産業振興促進計画」を策定している市町村内において、当該計画の対象事業種の事業者が行った設備投資に適用。地方税優遇措置については、当該計画が策定されている市町村内における設備投資であって、条例で優遇措置の適用がある旨規定されている場合に適用。

※注2 「農林水産物等販売業」：半島地域で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業（例：農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業等）。

「情報サービス業等」：情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業、コールセンター業等。

※注3 地域ごとに税制の適用対象業種・設備が定められています。詳しくは富津市課税課資産税係にお問い合わせください。

詳細は裏面の見開き
をご覧ください。



国税優遇措置の対象業種、取得価額等の要件

事業者の規模 (資本金)		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備、 構築物に係る取得等		機械・装置、建物・附属設備、 構築物に係る新增設
取得 価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上 ※		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%		
適用期間		5 年間		

※一般的な国税優遇措置の対象事業、取得価額等の要件を記載しています。詳細は最寄りの税務署（木更津税務署）にお問い合わせください。

※農林水産物等販売業及び情報サービス業等については、事業者の資本金が 5,000 万円を超える場合、新增設に係る取得等が対象。

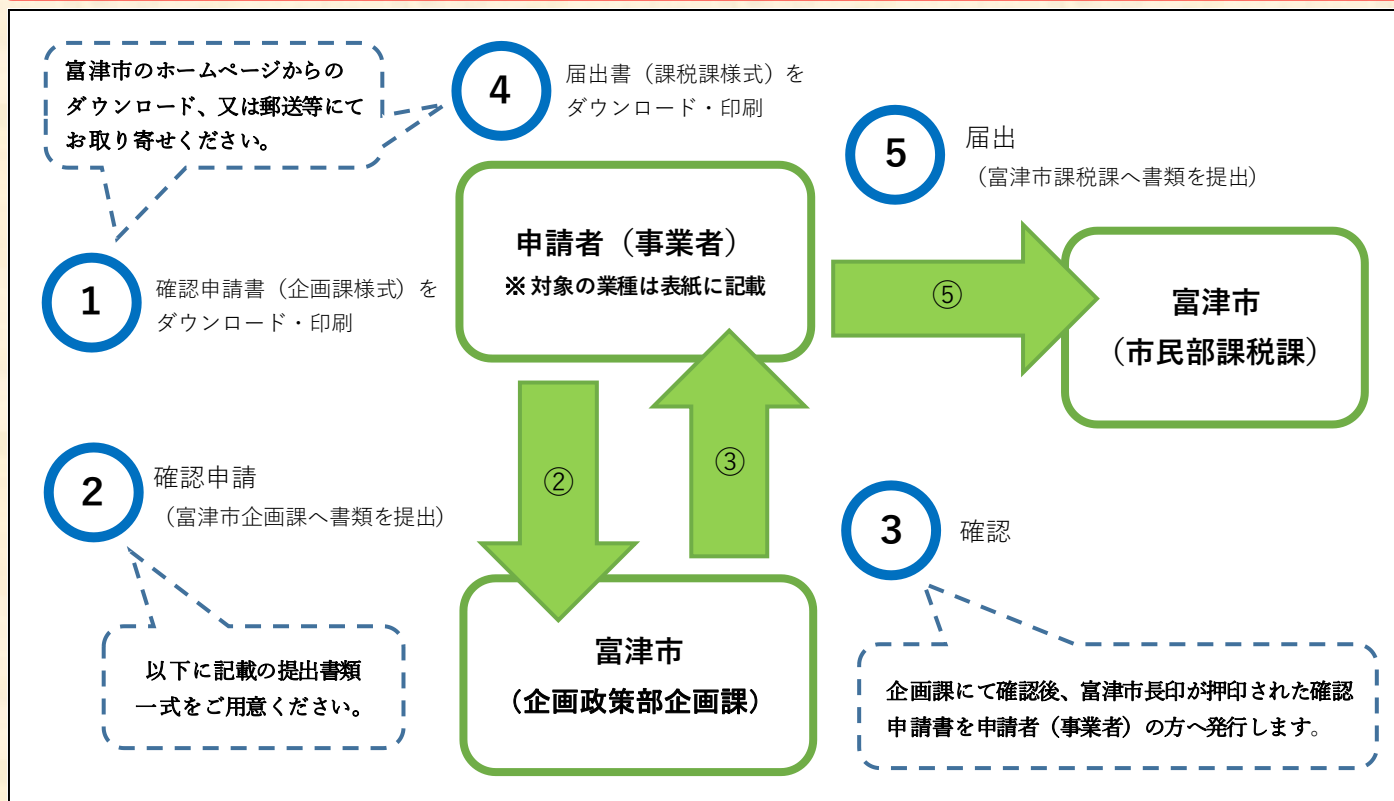
地方税優遇措置のイメージ

（富津市における固定資産税の特例措置の例）

富津市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例	
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業
対象範囲	新設又は増設する家屋及び償却資産、当該家屋の敷地となる土地
取得価額	個人の場合 … 500万円以上 法人の場合 … 500万円以上（資本金1,000万円以下） 1,000万円以上（1,000万円超～5,000万円以下） 2,000万円以上（5,000万円超）
特例内容	固定資産税を、3年度に限り、以下の税率とします。 (1) 初年度分 … 100分の0.14（現行税率1.4%の10分の1） (2) 第2年度分 … 100分の0.35（現行税率1.4%の4分の1） (3) 第3年度分 … 100分の0.70（現行税率1.4%の2分の1）
適用期限	令和7年3月31日まで（富津市産業振興促進計画の適用期限）

※千葉県税（事業税や不動産取得税）の優遇措置については、木更津県税事務所にお問い合わせください。

手続きの流れ（富津市固定資産税特例措置）



必要な書類（富津市固定資産税特例措置）

企画課	①確認申請書	富津市のホームページからダウンロードできます。 （郵送をご希望される方は本紙末尾の担当課へお問い合わせください。）
	②登記事項証明書等	登記事項証明書等、資本金が確認できる書類をご用意ください。
	③取得資産の一覧表 ※	※ 任意様式（名称、取得日、取得価格等がわかるもの）をご用意ください。
課税課	④確認申請書（注）	（注）①で企画課に提出した後、富津市長の印が押印された書類となります。（押印されていない書類は受付できません。）
	⑤不均一課税に関する届出書	富津市のホームページからダウンロードできます。 （郵送をご希望される方は本紙末尾の担当課へお問い合わせください。）
	⑥売買契約書の写し等	売買契約書等、資産を取得したことが確認できる書類をご用意ください。



書類のダウンロードは
ここから検索！

富津市 半島振興

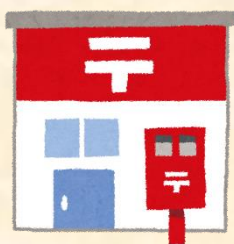
検索



富津市役所への提出方法について

富津市企画課及び課税課への提出は郵送でお願いしています。
本紙末尾の宛先を切り取り、封筒に貼っていただくことができます。

(郵送料は申請される方にてご負担ください。)



半島税制に関するお問い合わせ先

市税優遇措置

富津市課税課
☎0439-80-1242
(直通)

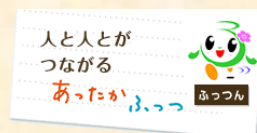
国税優遇措置

木更津税務署
☎0438-23-6161
(代表)

県税優遇措置

木更津県税事務所
☎0438-25-1110
(代表)

富津市役所へのお問い合わせ・提出先



富津市産業振興促進計画の
適合確認に関すること

固定資産税の
不均一課税に関すること

〒293-8506
千葉県富津市下飯野2443番地
富津市役所 企画政策部 企画課 企画係 行
(☎0439-80-1223)

〒293-8506
千葉県富津市下飯野2443番地
富津市役所 市民部 課税課 資産税係 行
(☎0439-80-1242)